

開示・訂正・利用停止等の手続について

当組合は、被保険者又は被扶養者（被保険者又は被扶養者であった者を含む。以下「被保険者」という。）の皆様から、ご自身に関する当組合の保有個人データの開示請求、開示依頼又は訂正・利用停止等の届出に対して、次の通り速やかに対応いたします。

【開示】

- 1、被保険者ご本人等から、ご自身に関する個人情報について開示請求又は開示依頼があった場合は、次に掲げる事項を除いて、当組合の「診療報酬明細書等の開示に係る取扱要領」及び「保有個人データ（診療報酬明細書等を除く）の開示・訂正・利用停止等に係る取扱要領」に則り処理いたします。
 - ① 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ② 組合の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③ 他の法令に違反することとなる場合

- 2、開示請求又は開示依頼を行いうる人の範囲
 - ① 被保険者ご本人
 - ② 被保険者が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
 - ③ 被保険者ご本人が開示請求をすることにつき委任をした代理人（任意代理人）
 - ④ 被保険者が死亡されている場合は、当該被保険者の父母、配偶者若しくは子又はこれらに準ずる人（以下「遺族」という。）
 - ⑤ 遺族が未成年者又は成年被後見人である場合における法定代理人
 - ⑥ 遺族が開示依頼をすることにつき委任した代理人（任意代理人）

- 3、開示請求・開示依頼の受付方法

当組合窓口への来訪を原則としますが、来訪が困難な場合は郵送でも可いたします。

- 4、開示請求・開示依頼の本人確認書類について

以下に掲げる書類（郵送による場合は、その写し）の提出又は提示をお願いいたします。なお、婚姻等により、保有個人データ取得時と氏名が異なる場合には、旧姓等が確認できる書類が必要になります。

また、郵送による場合には、以下に掲げる書類の写しに加えて該当者の住民票の写し又は外国人登録原票の写し（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る）の提出をお願いいたします。

 - ① ご本人の場合

健康保険被保険者証（遠隔地被保険者証を含む）、国民健康保険被保険者証、運転免許証、旅券（パスポート）、共済組合員証、外国人登録証明書、住民基本台帳カード（住所が記載されているものに限る）、年金証書、年金手帳（基礎年金番号通知書）、共済年金証書、恩給証書等

② 法定代理人の場合

前記①に掲げる書類のほか、戸籍謄本（抄本）、住民票、家庭裁判所の証明書、登記事項証明書（「後見登記等に関する法律」による）、その他法定代理関係を確認し得る書類等のうち一以上の書類（開示請求等をする日前30日以内に作成されたものに限る）

③ 任意代理人の場合

前記①に掲げる書類のほか、開示請求等をする日前30日以内に作成された次の書類

- ア、被保険者又は遺族の署名・押印のある開示請求・開示依頼にかかる「委任状」
- イ、委任状に押印された印の印鑑登録証明書

④ 遺族の場合の追加書類

前記①～③のいずれの場合においても、当該被保険者の死亡の事実及びその遺族であることが確認できる次のいずれかの書類（開示依頼をする日前30日以内に作成されたものに限る）

- ア、戸籍謄本（抄本）
- イ、住民票（除票）
- ウ、死亡診断書

5、開示の方法

開示請求（依頼）者の希望により、当組合窓口での交付又は郵送（請求書又は依頼書に記載された住所宛）にて、書面の交付又は請求（依頼）者の同意した方法により開示いたします。

6、開示請求・開示依頼における手数料

- ① 開示申請に係る開示手数料は、開示、不開示に関わりなく文書1件につき300円とします。
- ② 開示決定した場合は、開示手数料のほか、開示実施手数料としてA4文書1枚につき20円とします。
- ③ 郵送を希望される場合には、郵送料（書留郵便、配達記録郵便）相当額が必要になります。

【訂正・削除等】

- 1、被保険者の皆様から、ご自身に関する個人情報について、内容が事実でないという理由によって訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）の求めがあった場合、その求めが適

正であると認められるときは、その内容の訂正等に関して他の法令の規定により特別の手續が定められている場合を除き、利用目的の達成に必要な範囲において、所定の手續を通じて措置いたします。

- 2、前項により個人データの全部若しくは一部について訂正等を行ったとき又は、訂正等を行わない旨の決定をしたときは、ご本人に対し、その旨をご通知いたします。
- 3、個人データの訂正等に当たっては、訂正等した者、内容、日時等が分かるように行います。また、字句などを不当に変える改ざんは、行ってはならないものとします。

【利用停止等】

- 1、被保険者の皆様から、ご自身の個人情報について、次に掲げる事項の理由によって、個人データの利用の停止・消去又は第三者への提供の停止（以下「利用停止等」という。）の求めがあった場合、その求めが適正であると認められるときは、所定の手續を通じて利用停止等の措置をいたします。
 - ① あらかじめご本人の同意を得ないで、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ったり、第三者に提供していた場合
 - ② 偽りその他不正の手段により、個人情報を取得していた場合
- 2、前項の利用停止等の措置に多額の費用を要する場合又はその他の利用停止等を行うことが困難な場合であって、ご本人の権利利益を保護するため必要なこれに代わる措置をとるときは、この限りでないものとします。
- 3、利用停止等が求められた個人データの全部又は一部について、これらの措置を行ったとき若しくは行わない旨の決定をしたときは、ご本人に対し、その旨をご通知いたします。

本件に関するお問い合わせは、当組合の個人情報相談窓口（092-474-5049）までお願いいたします。